奈良県立大学履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、奈良県立大学学則（以下「学則」という。）第４章の規定により、教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業科目）

第２条　授業科目は、学則第１８条に従い、共通科目、語学科目、コモンズ科目（基礎）、コモンズ科目（専門）、演習・ゼミとし、授業科目の単位数及び配当年次は、別表１のとおりとする。

（単位の修得）

第３条　学生が修得しなければならない単位は、前条に定められた授業科目の区分に応じて、別表２に定められた単位を含め１２４単位以上とする。

第４条　削除

第５条　削除

第６条　削除

第７条　削除

第８条　削除

第９条　削除

（授業時間割）

第１０条　授業時間割は、毎学年の始めに編成し、発表する。

２　授業時間は、１日５講時とし、時間帯を次のとおりとする。

（１）　第１時限目は、　９時００分から１０時３０分まで

（２）　第２時限目は、１０時４０分から１２時１０分まで

（３）　第３時限目は、１３時００分から１４時３０分まで

（４）　第４時限目は、１４時４０分から１６時１０分まで

（５）　第５時限目は、１６時２０分から１７時５０分まで

（履修登録）

第１１条　学生は、履修しようとする授業科目を選択し、学長が定める期日までに履修登録をしなければならない。

２　履修登録後の授業科目の変更及び追加については、学長が定める履修登録

変更期間中に行わなければならない。

（履修の禁止）

第１２条　学生は、次に掲げる授業科目は、履修することができない。

（１）　履修登録をしていない授業科目

（２）　既に単位を修得した授業科目

（３）　１年次及び２年次については、自己の属する年次の次の年次以上に配当されている授業科目

（４）　入門演習の単位を修得していない者についてはコモンズゼミＡ、Ｂ、Ｃを履修することができない。

（５）コモンズゼミＡ、Ｂ、Ｃのうち８単位を修得していない者について専門ゼミⅠを履修することができない。

（６）専門ゼミⅠの単位を修得していない者については専門ゼミⅡを履修することができない。

（履修登録の制限）

第１３条　学生が、１年度の間に履修登録できる単位数は、１年次から４年次までそれぞれ４８単位とする。

（夜間配当科目の履修）

第１４条　（削除）

（試験）

第１５条　試験は、定期試験及び追試験とする。なお、随時に試験を行うことがある。

（１）　定期試験は、学期末に行う試験とし、その日程は、概ね２週間前に発表する。

（２）　追試験は、病気その他やむを得ない事情のために定期試験を受験できなかった者に対して行う試験とし、その期日は、随時発表する。

２　学生が試験場において不正行為をしたときは、学則第３５条の規定により懲戒処分を行うことがある。

（成績評価）

第１６条　成績の評価は、原則として定期試験を受験した者に対し、試験の成績等を総合して判定する。なお、演習、実技等を伴う授業科目の成績の評価は、学習態度及び随時試験で行う場合がある。

２　成績の表示は、秀・優・良・可・不可・認の６種の評語をもって表し、その基準は、次のとおりとする。

（１）　秀（ＧＰ４）：１００点から９０点まで
「到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績」

（２）　優（ＧＰ３）：８９点から８０点まで

「到達目標を十分に達成できている優れた成績」
（３）　良（ＧＰ２）：７９点から７０点まで
「到達目標を達成できている成績」
（４）　可（ＧＰ１）：６９点から６０点まで
「到達目標を最低限達成できている成績」
（５）　不可（ＧＰ０）：５９点以下
「到達目標を達成できなかった成績」
（６）　認：点数化ができない成績

（既修得単位の認定）
第１７条　他大学等における既修得単位の認定方法等については、別に定める。

（その他）
第１８条　この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

附　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　令和２年３月３１日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る成

績評価については、第１６条第２項の規定にかかわらず、従前の例による。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年３月３１日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る履修登録の制限については、第１３条の規程にかかわらず、従前の例による。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和７年３月３１日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る授業科目については、第２条の規程にかかわらず、従前の例による。

３　令和７年３月３１日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る履修の禁止については、第１２条の規程にかかわらず、従前の例による。

４　別表１授業科目一覧（令和７年度以降の入学生）（「公衆衛生学」、「医療と社会」、「経済学入門」、「地理学概論」、「AI・データサイエンス応用」、「コンピュータ応用設計」、「言語学」、「日本政治史」、「グローバル・ヒストリーと日本」「国際共生論」、「身体の社会学」、「文芸批評」、「外から見た日本文化」、「ビッグデータ解析」、「民族と宗教」、「ライフコース論」、「市民社会論」、「都市・農村計画論」、「人工知能」及び「システム工学」に係る部分に限る。）については令和７年３月３１日以前から奈良県立大学に在学している学生にも適用する。